

目標	方針	施策	事業 番号 (誤)	事業 番号 (正)	事業名	事業内容の説明	取組	取組内容の説明(例)	平成27年度計画の事業名
目標 1 地域 力 の 強 化	(1) 地域福 祉活動の促進	①地域福祉を担う人 材の育成と支援	1	1	地域の担い手の育成と支援	地域福祉を担う人材の育成と支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援する。	ボランティアセンター活用による多様な人材の確保・育成	幅広い年齢層の参加促進に努め、特に定年退職者や子育て及び介護経験のある人等の多様な人材の確保・育成に努める。	58.多様な人材の育成・確保、60.ボランティアセンター事業の拡充
							民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員の活動内容を周知するとともに、新たな福祉エリアにおいても民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに努める。	62.民生委員・児童委員活動への支援
							関係団体への支援	府中地区保護司会や府中市赤十字奉仕団などの活動強化のための取組を行う。	63.地域福祉団体への支援
		②地域活動・ボラン ティア活動の充実	2	2	地域の居場所及び見守り機能の強化	地域とのつながりを保つため、子ども、保護者、高齢者、障害のある人等様々な人の地域での居場所づくりと見守り機能の強化を進める。	高齢者に対する地域での見守り活動の充実	見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会等、民生委員・児童委員、シニアクラブ、地域包括支援センターなどに加えて、広く福祉関係団体とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化する。	41、65.地域での見守り活動の充実
							認知症高齢者を支えるまちづくりの推進	①認知症サポーターを養成し、認知症高齢者世帯への支援体制を構築する。②認知症カフェの立上げ及び運営を支援する。	42.認知症高齢者を支えるまちづくり
							地域における子育て支援事業の充実	子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)、小学生の放課後の居場所づくりなど地域における子育て支援事業の充実を図る。	55.地域子育て支援事業、56.子育てひろば事業
			3	3	市民の自主活動への支援	市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行う。	自主的な健康づくりへの支援	①健康づくりに向けた啓発を図る。②地域において自主的に健康づくりを実践している個人・団体を「元気いっぱいサポーター」として活動を支援する。	33.自主的な健康づくりへの支援
							文化センター等を活用した福祉活動の推進	①福祉登録団体として登録した団体が、市の公共施設で活動する際の支援を行う。②文化センター等を活用して、地域で進められる福祉活動の場・機会を提供するほか、学習、交流事業や相談支援など、多様な福祉活動の展開を図る。	43.文化センター等を活用した福祉活動の推進、54.活動拠点の拡充
							交流活動の支援	市民活動センターの運営をとおし、市民活動に取り組む市民・団体を支援するとともに、市民活動団体の活動拠点や交流の場を提供する。	44.交流活動支援の充実
							地域での自主的な福祉活動の支援	わがまち支えあい協議会等による地域の実情に応じた自主的な支え合い活動などを支援し、支え合いのまちづくりを推進する。	45.地域での自主的な福祉活動の支援
							あらゆる市民の地域参加の促進	知識や経験をいかして地域で活躍できるよう、活動を始めたい人への情報提供、機会や活動の場の確保を支援する。	48.あらゆる市民の地域参加の促進
		小地域活動の推進	自治会・町会等を単位とする見守りや助け合いなどの活動を推進する。	47.小地域活動の推進					
		地域活動のための自主財源の確保に対する支援	市民活動団体の自主財源の確保に関する情報を紹介する。また、事業収益の確保等に関する窓口相談や専門相談を実施する。	52.地域の自主財源の確保					
		活動拠点の拡充	地域福祉活動の拠点として、既存の公共施設のほか、空き家等の民間スペースの活用を検討する。	54.活動拠点の拡充					
		③住民主体の地域課 題解決の体制づくり 【重点】	4	4	地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化	福祉エリアごとに住民や地域で活動する団体等が連携しながら、主体的に地域生活課題を解決する体制の構築する。	地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化	各福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、地域の多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組むための調整を行うなど、機能を強化する。	4、59.地域福祉コーディネーター(仮称)の育成・配置
5	5		情報交換の場の設置	福祉活動を目的とする関係団体による情報交換を行う。	情報交換の場の設置	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町会等、NPOなど地域福祉活動を行う関係団体による情報交換を行う。	64.情報交換の場の設置		
(2) 多様な 主体との協働 の推進	市民及び企業等との 協働の推進	6	6	市と市民及び企業等との協働の取組の推進	市と市民及び企業等との協働の取組を推進する。	多様な主体との連携	①NPO・ボランティア団体、大学、事業者等との連携による福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡充を図る。②福祉と市民協働の担当部署が連携し、市民と行政との協働の意義や必要性についての働きかけを行う。	51.多様な主体との連携、66.関係団体との連携	
						地域との連携の推進	①福祉団体や福祉施設の地域との交流を推進する。②保育所・地域包括支援センターなどの福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供、相談事業を行うなど、地域との連携を推進する。	70.地域との連携の推進	

目標	方針	施策	事業 番号 (誤)	事業 番号 (正)	事業名	事業内容の説明	取組	取組内容の説明(例)	平成27年度計画の事業名
目標 1 地域 力 の 強 化	(3) 地域の 防災対策の推 進	地域の防災対策の推 進【重点】	7	7	避難行動要支援者に対する支 援体制の強化	高齢者や障害のある人等、自力での避難 が困難な方への支援を強化する。	避難行動要支援者支援体制の強化	①災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備する。②平時から避難行動要支援者と接している自治会・町会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害のある人団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備する。③ 避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やす。④ 避難行動要支援者名簿の登録要件を整理し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人に加え、難病のある人や乳幼児等への拡大を検討する。	9.避難行動要支援者支援体制の充実
							避難所の課題の精査及び対応の検討	学校及び地域が主体となった避難所開設に取り組む学校を増やすとともに、避難所として学校を利用する際のバリアフリー対応等の課題を精査し、対応を検討する。	10.避難ルート及び避難所のバリアフリー化
							防災マップの充実	ハザードマップの内容の充実や周知等を行う。	11.防災マップの充実
							社会福祉施設等との防災協定、福祉避難所の確保	①災害時に避難行動要支援者のための避難所として、社会福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、避難行動要支援者が安心して避難生活を送れる環境を整備する。②災害時に一次避難所や二次避難所での避難生活を送ることが困難な避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所の確保に努める。	13.社会福祉施設等との防災協定、福祉避難所の確保
			8	8	地域における防災をテーマと する意識啓発と支え合いの体 制づくり【新規】	地域における防災をテーマとする意識啓 発と支え合いの体制づくりを進める。	防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体 制づくり	市民の関心の高い地域における防災についての意識啓発や、防災をテーマとした情 報交換などの場づくりを行う。	なし
	(4) 地域の 防犯対策の推 進	防犯意識の向上	9	9	防犯意識の向上	高齢者世帯や子どもを犯罪から守り、安 全に暮らせるよう地域の防犯意識を向上 する。	防犯意識の向上	詐欺や窃盗などの被害から守るため、生活者自身の防犯意識を高める啓発活動の充 実を図るとともに、地域の自主防犯意識の啓発活動や支援活動の充実を図る。	14.防犯意識の向上
							犯罪に関する情報提供の充実	詐欺や窃盗などの被害から守るため、犯罪についての情報提供の充実を図る。	15.犯罪に関する情報提供の充実
自主防犯パトロール活動の支援							府中警察署及び府中防犯協会等と連携し、防犯意識向上啓発活動及び住民による自 主防犯パトロール活動を支援する。	16.声かけ隊の組織化支援	

目標	方針	施策	事業 番号 (誤)	事業 番号 (正)	事業名	事業内容の説明	取組	取組内容の説明(例)	平成27年度計画の事業名
目標 2 包 括 的 支 援 体 制 の 整 備	(1) 情報提供の充実	福祉情報提供体制の充実	10	10	福祉情報提供体制の充実	必要とする福祉に関する情報を得ることができるよう内容の充実と情報の提供体制を充実する。	わかりやすい情報の提供	①福祉情報冊子・パンフレットなどによる、分かりやすくきめ細やかな情報提供を行う。②情報を分野別に収集し、必要な情報が入手しやすいように情報提供を行う。	73.わかりやすい情報提供
							使いやすい制度についての情報提供	多様な広報手段により、誰もが社会活動に参加できるよう、様々な制度について情報提供の充実を努める。	78.使いやすい制度についての情報提供
	(2) 地域における相談を包括的に受け止める相談体制の構築	①身近な相談機能の充実	11	11	身近な相談機能の充実	地域福祉コーディネーターの文化センターにおける困りごと相談を充実する等、身近な地域における相談機能を強化する。	身近な相談窓口の充実	身近な相談窓口として、民生委員・児童委員及び地域福祉コーディネーターと連携し相談体制の整備を進める。	1. 53.相談窓口の連携強化
							利用者の立場に立った相談体制の充実	高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実する。	3.利用者の立場に立った相談体制の充実
							苦情相談窓口の充実	福祉サービスの利用に関する苦情に対して、苦情相談窓口で対応し、解決に努める。	5.苦情相談窓口の充実
		②複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実【重点】	12	12	福祉の総合相談窓口の設置	様々な福祉分野の問題が1か所で相談できる総合相談窓口の整備を進める。	総合相談窓口の整備	様々な福祉分野の問題が1か所で相談できる総合相談窓口の整備を進める。	2.総合相談窓口の整備
							福祉課題の共有	福祉課題に関する市役所内部及び関係機関との連携体制の確保に努める。	23.福祉課題の共有、1、53.相談窓口の連携強化
							相談窓口の連携強化	地域包括支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センターなどの相談窓口間の連携を強化する。	
	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】	13	13	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】	分野ごとの相談支援体制では、解決が困難な課題について、多機関が連携して解決に向けた支援をするための体制を構築する。	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】	複数の分野にまたがる複合的な課題を抱える人・世帯について、関係機関との連携による包括的・継続的な支援を図る。また、地域福祉コーディネーターが関係機関等の調整を図る。		
	(3) 社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会との連携	15	14	地域福祉活動推進事業の支援	地域福祉活動計画の推進を支援する。	地域福祉活動推進事業の支援	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画と連携する地域福祉活動計画の推進を支援する。	46、67.地域福祉活動推進事業への支援
	(4) 権利擁護の推進、虐待防止の推進	①権利擁護の推進【重点】 (成年後見制度利用促進基本計画の推進)	16	15	成年後見制度利用促進による権利擁護の推進	地域連携ネットワークの議論の場として協議会を設置し、権利擁護センターを中核機関として機能拡充・整備することで、権利擁護の支援につなげる。	市民後見人の養成・活用	市民後見人の養成・活用のため、養成講座や後見人同士の情報交換会の実施等、後見人の支援を行う。	6.権利擁護事業の充実、7.市民後見人の養成・活用
							成年後見制度の周知・広報	権利擁護センターふちゅうの広報・相談機能を拡充する。講座の実施等を行い、制度を必要とする人への成年後見制度の理解促進を図る。	
地域連携ネットワークの構築							地域連携ネットワークの議論の場として協議会を設置し、事務局機能を中核機関が担うことでチームとして連携を強化する。		
②虐待防止の推進		17	16	様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組	虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進める。	虐待防止対策の推進	虐待や暴力に対する相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・対応に努める。	8.虐待や暴力に対する相談窓口の周知	

目標	方針	施策	事業 番号 (誤)	事業 番号 (正)	事業名	事業内容の説明	取組	取組内容の説明(例)	平成27年度計画の事業名
目標 2 包括的 支援 体制 の 整備	(5) 自立と 社会参加への 支援	①生活困窮者の自立 支援【重点】	18	17	生活困窮者者の自立支援事業 の推進	生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事 や暮らしなど様々な課題を抱える方から の相談を受けるとともに、就労、住居確 保、家計の見直し及び子どもの学び等 に対する支援を行い、生活困窮者の自立に 向けた支援を行う。	生活困窮者の自立相談支援の充実	生活困窮者の自立のための相談支援を実施する。	17.生活困窮者の自立相談支援の充実
							生活困窮者の就労支援事業の実施	ハローワークと連携し就労支援を行い、早期就労を図る。	18.生活困窮者の就労支援事業の実施
							生活困窮者の住居確保給付金の支給	居住が不安定な離職者に対し住居確保給付金を支給し、生活再建を支える。	19.生活困窮者の住居確保給付金の支給
							生活困窮者の家計再建支援の実施	家計の再建のため、家計状況の把握、 収支バランス の改善、負債整理等を支援す る。	20.生活困窮者の家計再建支援の実施
							生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施	生活困窮家庭の子どもへの学習支援により、健全な育成の促進、高校進学に向けた 支援を行う。	21.生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施
		②再犯防止等の推進 【重点】 (再犯防止計画の推 進)	19	18	再犯の防止等の推進による安 全で安心して暮らせる地域づ くり	犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成 する一員となり、再び罪を犯すことな く、誰もが安心して暮らせる地域づ くりを進めるため、就労・住居確保に係る支 援、保健医療・福祉サービスの利用の促 進、子どもたちに対する非行防止に係る 取組、民間協力者の活動の促進及び市民 に対する再犯防止等についての広報・啓 発活動の推進等を行います。	就労及び住居の確保支援	①ホームページ、広報紙において、協力雇用主制度の周知を図る。②就労及び住居 の確保について支援する。	なし
	保健医療、福祉サービスの利用促進	①必要な保健医療、福祉サービスにつなげる。②薬物乱用防止について、広報周知 を図る。					なし		
	非行防止等の取組の推進	青少年の健全な育成のための事業を推進する。					なし		
	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動 の推進	①保護司会等の活動を促進を支援する。②社会を明るくする運動を推進する。					なし		
						国・民間団体等との連携強化等	国、都、保護観察所、刑務所等との連携を強化し、再犯防止を推進する。	なし	
		③住宅確保に関する 支援	20	19	住宅確保に関する支援	住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢 者、障害のある人、子どもを養育してい る方、その他住宅の確保に特に配慮を要 する方々）に対する住宅確保に係る支援 を進める。	住宅確保に関する支援	①居住支援協議会による住宅確保要配慮者に対する住宅確保に係る支援を行う。② 高齢者や障害のある人及びひとり親世帯向けの公営住宅の確保に努める。③高齢 者、障害のある人が地域で共同生活するためのグループホームの整備の推進する。 ④社会福祉協議会による住宅に困窮する高齢者や障害のある人への民間賃貸住宅の あっ旋、入居支援を行う。	38.住まいの確保
	④就業による社会参 加への支援	20						20	就業機会の拡大
	⑤ひきこもりに関す る支援【新規】		21	21	引きこもりに関する支援	ひきこもり等に悩む人や家族を支援を行 う。	引きこもりに関する支援		
	(6) 福祉 サービスの質 の確保	事業者・事業者団体 への支援	22	22	福祉サービス事業者への運営 支援及び指導	福祉サービス提供体制及び質を確保する ため福祉事業所への運営支援及び指導等 を実施する。	福祉サービス提供事業者への事業継続計画 (BCP) 策定の促進	被災した避難行動要支援者に対し、居宅・避難所・仮設住宅などにおいて、サービ スの継続的な提供や福祉施設が早期に再開できるよう、事業者連絡会等を活用し て、サービス提供事業者の事業継続計画(BCP)の策定を促進する。	12.サービス提供事業者への事業継続計画(BCP)策定の促進
							事業者団体への支援	福祉サービス提供事業者に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報 ネットワークの構築を支援するなど、福祉サービスの安定的提供、質の確保を図 る。	24.事業者団体への支援
							福祉サービス事業者への運営指導	福祉サービス提供事業者である社会福祉法人等への指導検査を実施し、サービスの 質の確保を図る。	25.福祉サービス事業者への運営指導
							民間活力の活用	民間事業者が提供する福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人な どの健全な運営を支援し、安定的かつ効率的なサービス提供体制を確保する。	69.民間活力の活用
							福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるととも に、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供する。	26.福祉サービス第三者評価制度の普及・促進
			23	23	専門的な人材確保のための支 援	福祉分野での人材を確保する。	専門的な人材確保のための支援	社会福祉士及び介護職員初任者研修費用助成事業を実施し、専門的な人材の確保につ いて支援する。	57.専門的な人材の確保

目標	方針	施策	事業 番号 (誤)	事業 番号 (正)	事業名	事業内容の説明	取組	取組内容の説明(例)	平成27年度計画の事業名
目標 3 いき いき と暮 らす た め の 環 境 づ く り	(1) 健康づくり・介護予防の推進	①健康づくりへの支援	23	24	ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携	市民が自らの健康に関心を持ち、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組むこと、また、疾病の予防及び早期発見に取り組むよう促進する。	医療機関との連携	①医療機関と連携した健康教育事業を実施する。②かかりつけ医の普及を促進する。	27.ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携、32.健康管理の促進
							こころの健康を守る取組の推進	こころの健康に関する相談窓口を充実するとともに、ストレス等への対応など、こころの健康についての啓発活動を行う。	28.こころの健康を守る取組の推進
							各種健康診査等の実施	様々な疾病の早期発見及び生活習慣病の予防のため、成人健康診査、特定検診、後期高齢者医療検診など各種検診を実施する。	29.成人健康診査・各種検診、30.特定健康診査・特定保健指導、31.後期高齢者医療健康診査
		②健康に関する相談・情報提供の充実	24	25	健康に関する相談・情報提供の充実	健康に関する相談・情報提供の充実を図る。	健康に関する相談・情報提供の充実	健康に関する相談・情報提供の充実を図る。	36.相談・情報提供体制の充実、37.個人の健康管理への支援
							③介護予防の推進	25	26
		介護予防事業の充実	①介護予防の必要性等について周知する。②介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施する。③各地域で介護予防活動の取組みが広められるよう介護予防サポーターを育成する。④介護予防の自主グループの立上げや活動の継続を支援する。	35.介護予防事業の充実					
	(2) 日常生活への支援	日常生活への支援	26	27	住まいのバリアフリー化の支援	高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援する。	住まいのバリアフリー化	高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成を行い、住まいのバリアフリー化を支援する。	39、88.住まいのバリアフリー化
							28	生活支援の充実	公的なサービス以外の制度や様々な主体や方法によるボランティア等により、住み慣れた地域で生活が続けられるよう取組を進める。
			ボランティア活動による生活支援の充実	ボランティアによる生活支援サービスを実施し、サービスの充実と担い手の増加を図る。	49.ボランティア活動による生活支援の充実				
			(3) 自殺防止に向けた取組	府中市自殺総合対策の推進【新規】	27	29	府中市自殺総合対策の推進	府中市自殺総合対策計画に定める取組を推進する。	府中市自殺総合対策計画に基づく事業の実施

目標	方針	施策	事業 番号 (誤)	事業 番号 (正)	事業名	事業内容の説明	取組	取組内容の説明(例)	平成27年度計画の事業名
目標 4 福祉の まち づくり の 推 進	(1)心のバリアフリーの推進	互いを理解し、助け合う福祉意識の醸成	28	30	福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成	すべての市民が、地域には、外国人、子ども、高齢者、障害がある人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図る。	福祉意識の醸成	①様々な広報媒体や福祉まつりなどのイベント、福祉教育を通じて、ソーシャルインクルージョン及びノーマライゼーションの理念の普及に努める。②高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意識の醸成を図る。	71.福祉意識の醸成
							福祉教育・啓発活動の推進	①小中学校での福祉教育やボランティア体験等の充実を図り、高齢者や障害のある人への理解を深め、支え合う気持ちを育む。②社会福祉協議会のボランティア体験などを活用し、地域における福祉教育を推進する。	72.福祉教育・啓発活動の推進
	(2)情報のバリアフリーの推進	わかりやすく利用しやすい情報提供の推進	29	31	わかりやすく利用しやすい情報提供の推進	すべての市民が必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体を用いた情報提供の推進を図る。	わかりやすい情報提供	①広報、ホームページなどによる情報の即時性を向上する。②ケーブルテレビや出前講座、地域の掲示板など多様な情報提供媒体を活用する。③新たな情報提供手段を検討する。	73.わかりやすい情報提供
							情報利用のアクセスの確保	障害のある人、高齢者、外国人など情報入手が困難な方に対して、多様な情報提供手段を活用し、情報利用のアクセスの確保に努める。	74.情報利用のアクセスの確保
							バリアフリー情報の提供	ホームページなどで、公共施設、駅、公園等のバリアフリーの整備状況について情報を提供する。	97.バリアフリー情報の提供
	(3)制度のバリアフリーの推進	幅広く使いやすい制度の推進	30	32	社会活動等への参加・参画に対する支援の充実	市民の誰もが希望する社会活動に参加及び参画することができるための支援を行う。	市民参画による制度づくり	できる限り多くの市民が希望に沿った社会参加・参画ができる制度づくりに努める。	79.市民参画による制度づくり
							協議会等への参加促進	当事者の意見が市政に積極的に反映されるように、当事者の協議会等への参加や計画づくりへの参画を推進する。	80.協議会等への参加促進
							市民の福祉ニーズの把握	支援を必要とする人や市民の福祉課題やニーズを把握するため、ワークショップやアンケート調査などを実施する。	22.生活問題の実態把握、81.ワークショップ・懇談会の開催、82.市民の福祉ニーズの把握
	(4)物理的なバリアフリーの推進	ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進	31	33	福祉のまちづくり推進事業	福祉のまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの周知、民間事業者への指導、福祉環境整備の助成等を行う。	カラーバリアフリーガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知	①分かりやすく理解しやすい表現にするためカラーバリアフリーガイドラインを周知する。②安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境を創出するため、府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインを周知する。	75.カラーバリアフリーガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知
							福祉のまちづくり推進事業	バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対し着工前の事前協議及び指導を実施する。	83.福祉のまちづくり推進事業
							福祉的環境の整備の推進	福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく改修工事費用の一部を助成する。	84.福祉的環境の整備の推進
			32	34	ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備	学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備する。	公共施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化の推進	学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備する。	85.公共施設のバリアフリー化の推進、87.学校のバリアフリー化の推進
							公共施設のサイン(案内板)整備の拡充	府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインに沿った見えやすく分かりやすいサインの整備を拡充する。	76.公共施設のサイン(案内板)整備の拡充
			33	35	公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備	市の公共施設における、だれでもトイレの整備、分かりやすいサイン(案内)の表示などの整備を推進する。	音声案内の整備	視覚障害者の安全性及び利便性を確保するため、音声による案内を整備する。	77.音声案内の整備
							だれでもトイレの整備拡充	高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、公共施設にだれでもトイレの整備を拡充する。	86.公共施設のだれでもトイレの整備拡充
							トイレのバリアフリー化の促進	誰でも利用できるようトイレのバリアフリー化を順次進める。	89.トイレのバリアフリー化促進
			34	36	公園のバリアフリー化の推進	トイレのバリアフリー化、ベンチの設置、歩行空間の段差の解消など、公園のバリアフリー化を推進する。	ベンチ設置の拡充	自然や環境に親しめるよう、公園、緑道及び水へ周辺に誰でも休めるベンチを設置する。	90.ベンチ設置の拡充
							歩行空間の段差解消の推進	階段のスロープ化や園路や通路の付け替えなどに取り組み、既存の公園・沿道の段差解消を推進する。	91.歩行空間の段差解消の推進
							道路のバリアフリー化の推進	段差の解消、視覚障害者誘導ブロックの改修等、市道のバリアフリー化を推進する。	92.移動ルートの整備促進
			35	37	移動のバリアフリー化の推進	高齢者、障害のある方、子ども連れの方など移動の困難な方も含め、移動の利便性が向上するための取組を推進する。	交通事業者との連携強化	子ども連れの方や妊婦、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の利便性を向上するため、駅舎、駅構内、バス停、駅前広場等の整備について、交通事業者との連携を強化する。	93.交通事業者との連携強化
福祉移送の支援							高齢者、障害のある人など移動の困難な方の移動を支援するため、交通事業者やNPOと連携した福祉移送を支援する。	94.福祉移送の支援	
コミュニティバスの運行	交通不便地域にコミュニティバスを運行し、高齢者、障害のある人など交通弱者の移動を支援する。	95.コミュニティバスの運行							
自転車駐車場の整備	自転車利用者の利便性を供するとともに、自転車の放置防止を図り、市民の良好な生活環境を確保するため、駅周辺等に自転車駐車場を整備する。	96.自転車駐車場の整備							